

求職者支援訓練
の認定基準が一部
緩和されました！

令和2年7月
以降開講科
から適用

緩和措置の内容

「実践コース」の一部について、2か月コースの設定が認められます。

＜2か月で設定可能な訓練コース（令和2年8月時点）＞

- 介護職員初任者研修対応コース（介護職員初任者研修修了）
- 生活援助従事者研修対応コース（生活援助従事者研修修了）

- 医療事務従事者対応コース（※すべて任意受験）
（医療事務技能審査試験）（医療事務管理士技能認定試験）
（調剤事務管理士技能認定試験）（医療事務検定試験）
（診療報酬請求事務能力認定試験）



お問い合わせ先



独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構
Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers

兵庫支部求職者支援課 TEL：06-6431-8727

「就職氷河期世代支援プログラム」等に基づく 求職者支援訓練におけるコース設定の要件緩和等について

「就職氷河期世代支援プログラム」とは…

いわゆる「就職氷河期世代」は、雇用環境が厳しい時期に就職活動を行った世代であり、希望する就職ができず、現在も、不本意ながら不安定な仕事に就いている、無業の状態にあるなど、様々な課題に直面している方がいます。

これら就職氷河期世代の正規雇用者を30万人増やすことを目指し、政府を挙げて3年間集中的に取り組むこととして令和元年6月の骨太の方針2019に盛り込まれたのが「就職氷河期世代支援プログラム」です。

※参考 経済財政運営と改革の基本方針 2019（令和元年6月21日閣議決定）

https://www5.cao.go.jp/Keizai-himon/kaigi/cabinet/2019/2019_basicpolicies_ja.pdf

求職者支援訓練認定基準の一部緩和等について

「就職氷河期世代支援プログラム」を着実に実行するため、令和元年12月23日に就職氷河期世代支援の推進に関する関係府省会議において、「就職氷河期世代支援に関する行動計画2019」が決定され、公表されました。

この行動計画には「求職者支援訓練の訓練期間等の下限の緩和」が盛り込まれており、**就職氷河期世代を含めた安定就労を目指す方々が、個人々の状況に応じて安定就労に有効な職業能力等の習得ができる訓練コースの設定が可能となるよう**、厚生労働省において、認定基準の改正を行うことが予定されています。

※参考 就職氷河期世代支援に関する行動計画2019

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/shushoku_hyogaki_shien/keikau2019/index.html

実践コースにおける訓練期間の下限緩和

実践的な技能等を習得の上、就職に直結する資格を取得できる特定の訓練コース(※)については、訓練期間の下限を緩和する(3月以上を2月以上とする)。

※特定のコースとは、以下7つの資格取得に係るコースに限定されており、これ以外の実践コースは3か月以上で設定する必要があります。(対象コースは今後、増える可能性があります。)

《介護・医療・福祉分野》

- ①介護職員初任者研修修了
- ②生活援助従事者研修修了

《医療事務分野》

- ①医療事務技能審査試験:任意受験
- ②医療事務管理士技能認定試験:任意受験
- ③調剤事務管理士技能認定試験:任意受験
- ④医療事務検定試験:任意受験
- ⑤診療報酬請求事務能力認定試験:任意受験

これらの緩和措置は、「就職氷河期世代支援プログラム」等に基づくものですが、適用される訓練の受講者を就職氷河期世代に限定するものではありませんのでご注意ください。

※具体的な申請手続きについては、「求職者支援訓練の認定申請書を提出するに当たっての留意事項」(<http://www.jeed.or.jp/js/shien/shinsei.html>)をご覧ください。

※訓練カリキュラムの作成例等の提供をご希望の方は、機構支部までお問合せください。